

鯖江市は

令和7年度 鯖江市結婚新生活支援事業

新婚のお二人の新生活を応援します!

結婚にともなう住居費用に対して支援します



補助額の目安はこちら

1世帯あたり30万～60万円

※夫婦の年齢により補助額が変わります

こちらの要件を満たす世帯が対象です

- ・鯖江市に住民票の登録があり、市税滞納がないこと
- ・令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻した夫婦
- ・婚姻日の年齢が共に39歳以下
- ・所得が夫婦合わせて500万円未満

申請日が4/1～5/31の場合 ⇒ 令和6年度所得証明書で確認(令和5年中所得)

申請日が6/1～3/31の場合 ⇒ 令和7年度所得証明書で確認(令和6年中所得)



対象になる費用はこちら

住宅取得費用・・・建物の購入費

リフォーム費用・・・建物の修繕、増築、改築、設備更新等の工事費

住宅賃借費用・・・賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料

引越し費用・・・引越業者又は運送業者に支払う費用

まずは窓口にて
ご相談ください



詳しくはHPで
確認しよう!



鯖江市役所 1階 こどもまんなか課 0778-53-2224